# ID:　314

## 担当部署:　建設課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 移転、除去の際の建築物等の使用許可 |
| **法令名****根拠条項** | 土地区画整理法　第77条第8項 |
| **法令番号** | 昭和29年法律第119号 |
| 【基準】　法第77条第8項の規定による。　(建築物等の移転及び除却)第77条8　前項の規定により建築物等を移転し、又は除却する場合においては、その建築物等の所有者及び占有者は、施行者の許可を得た場合を除き、その移転又は除却の開始から完了に至るまでの間は、その建築物等を使用することができない。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |